

令和元年度 第1回 大河原地区教科用図書採択地区協議会公聴会 会議録

- 1 開催日時 令和元年6月21日(火) 午後2時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 角田市役所東庁舎 3階 301会議室
- 3 出席者 採択地区委員長、副委員長、委員16名、事務局2名
- 4 用務の概要及び経過

PM2:00・公聴会開会 司会(事務局森補佐)

次第に沿って開催、採択地区協議会委員長から、志村公聴会委員へ委嘱状を交付。(志村委員以外は机上に配付)

佐山協議会委員長があいさつで、教科用図書の採択の制度、趣旨そして公聴会の任務等について説明を行った。公聴会は、一般の皆さんの意見をいただき、教科書採択が公正に行われているかどうかの透明性を担保するものである。2020年度からの新学習指導要領に基づいた教科書の採択について、新しい時代の子どもたちのためにご協力をいただきたい。

その後、各委員より自己紹介をしてもらい、暫時、佐山採択地区協議会委員長が座長となり、公聴会委員長の選出に入った。事務局 森補佐より、要綱第4条により選出方法について説明した後、委員にお諮りし意見が無い為、事務局より角田市の星氏を推薦し、星氏もこれを承諾した。副委員長については、要綱に則って星公聴会委員長が白石市の志村委員を指名し、承認された。

PM2:30・協議開始

これより星公聴会委員長が議事を進行した。

(1)教科書採択における公正確保の徹底等について～(3)大河原地区教科用図書採択地区協議会及び採択の仕組みについて、資料により事務局森補佐から説明を行った。

佐山委員長より、教科書の採択が決定するまで委員として守秘義務や資料の取り扱いに注意してほしい旨の補足説明を行った。

その後、星委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うたところ、以下の質問があった。

勅使瓦委員：教科書の採択の制度はいつから実施されているのか。このような形式になった経緯が分からない。選考に関して何か問題点があったのでこのような形になったのか。

佐山委員長：教科書が学校で使われるようになってから採択全体の流れは変わっていない。数年前に教科書会社と選定する側の癒着のような関係が問題視される事件が世間をにぎわしたことがあったが、それ以降、選定過程について透明性を増した形で組織制度を見直す必要性が出てきた。大河原地区では、昨年度から「審議会」という名称を「公聴会」と改め、さらに地域の方々の意見を反映できるシステムとして、透明性を高めるように改正したところである。

志村委員：先生方が、サンプルの教科書を見に行つて順位を決めるということなのか。
委嘱された先生方が見るのか。

佐山委員長：専門員は、協議会から委嘱を受けた先生で、その先生方から各教科書の特徴について一つ一つ分析して専門的にまとめていただいたものが、専門員会答申資料である。その他に、学校では一般の先生方が教科書展示会で教科書を見て調査しており、各学校の意見を教育委員会へ提出してもらう。専門的な調査内容としては、専門員の答申結果である。教育委員会は、専門員会の調査結果や学校からの意見をもとに各市町教育委員会の希望資料を決める。これらを参考に、採択地区協議会で使用教科用図書の調整案を作成することになる。その後、各市町教育委員会で最終決定することとなる。隣町で使用している教科書がバラバラでは子どもの指導に支障がでるといふことで、大河原管内が共同採択となっている。大河原地区採択協議会は、各教育委員会が決める前の段階で共通化する機関である。

半沢副委員長：各教育委員会は、各学校の意見をもとに教育委員さんの集まる会議で、専門員の調査結果や公聴会の意見を参考にしながら決めていく。共同採択で決めていく際に、市町村からの希望資料が一致するとは限らない。その中で、話し合いを尽くしている。数年前に教科書会社からの選考側への働きかけ等が問題視されるなどうまくないことがあり、透明性・公正性の確保に努めることが必要となった。教科書は、利害がゼロか百かである。いろんな形で利害が関わってくる。白石市では、教科書の採択の結果をHPに公開するなど市民へ公開する施策を取っている。透明性が確保されないといけない。教育に対する信頼性が損なわれないようにこのような形となっているので、御理解いただきたい。

志村委員より：専門員の先生の意見が重要になるのか。それとも現場の先生の意見が重要になのか。

佐山委員長：専門員は、3～4人が担当して一つの教科を調査する。教科書の専門的な観点から調査を行っており、かなり専門的な報告書が出てくる。一般の先生は、自分たちが教えている児童生徒に対してどの教科書がいいか考えて意見を出してくる。それぞれから色々な意見が出てくるが、最終的な責任は教育委員会にある。各教育委員会が決める前段階で、協議会で話し合いが行われる。各教育委員会から違った意見が出されるが、それを調整して共同採択という形によって無償で子どもたちに教科書を渡すことができる。それを考えて協議会の中で議論を尽くして結論に至っている。

星委員長：一般の先生方の意見も聞いて、そのうえで専門員は調査研究し推薦しているということだと思う。

(4) 令和2年度使用教科用図書採択事務日程等について、資料をもとに事務局森補佐より説明を行った。説明後、星委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うた。質問なし。

(5) 令和2年度使用教科用図書の採択基準について、資料をもとに事務局森補佐より

説明を行った。説明後、星委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うた。質問なし。

(6) 令和2年度使用教科用図書採択地区協議会専門員答申について、資料をもとに事務局加藤係長より各教科の調査結果の報告を行った。説明後、星委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うたところ、以下の質問があった。

佐藤委員より：教科によって調査する教科書数が違う理由は何か。

佐山委員長：教科ごとに出版している教科書会社数が違うためである。国の検定に出され合格した教科書会社のみを調査することになるが、教科によって出ている教科書会社の数が違っているので、何社分を調査研究するか違ってくるとのことである。

佐藤委員より：国の検定を通ったすべての教科書を調査しているのか。

半沢副委員長：出版社から教科書見本が送付されるが、来ていない出版社もある。現物が来ない場合、実際調査はできない。見本が届いている出版社のみを調査しており、検定に合格した教科書すべてを調査している訳ではない。

(7) 令和2年度使用教科用図書の採択についての意見書の提出について、事務局森補佐より説明を行い、第2回公聴会で各委員会から意見をいただくこととした。第2回公聴会を欠席される委員については、前日までに意見書を事務局へ届けていただくこととした。

横山委員より、意見書についてパソコンで作成して提出して良いかとの質問があったので、様式どおりにまとめていただければ構わないこととした。

(8) その他として、事務局森補佐より、次回の日程と、7月22日まで「非公開」であるため、資料の取扱いに注意いただきたいこと、会場後方に参考資料として教科書見本を展示したので、お帰りの際に閲覧いただくよう案内した。

星公聴会委員長からも、重ねて今会議の非公開対応と資料の取扱いの注意願いたい旨確認いただいた。

PM3：35・公聴会閉会

協議会副委員長 白石市半沢教育長よりあいさつ

長時間にわたり教科書制度について説明を聞いていただきありがとうございました。次回、公聴会委員の皆さんのご意見をいただき、2市7町での適正な教科書採択をしていきたいと思います。本日は長時間の会議ありがとうございました。

会議終了後、会場に展示した教科書を閲覧いただき、解散とした。

PM4：00・会場閉鎖